

社会保険労務士法施行令の一部を改正する政令案（概要）

1 改正の趣旨

社会保険労務士法施行令（昭和 43 年政令 327 号）第 1 条第 1 項の規定において定められている受験手数料の額について、社会保険労務士試験の実施に要する費用を勘案して見直しを行い、手数料の価格の適正化を図るもの。

2 改正の概要

社会保険労務士試験の受験手数料について、その額を改定すること。

改正前 9, 000 円 改正後 15, 000 円

3 根拠条文

- ・社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 12 条第 1 項

4 施行期日等

公布日：令和 3 年 2 月中旬（予定）

施行期日：公布の日